

第9期大田区男女共同参画推進プラン策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

大田区男女共同参画プランは、現行計画期間が令和7年度で終了するため、次期プランの策定を予定している。策定にあたっては、令和6年度に実施した男女共同参画に関する意識調査結果を基礎資料とし、本区の現状や課題等を洗い出し、整理するとともに、男女共同参画分野に関する国や都及び他自治体の動向等を踏まえ、本区が持つ特徴及び特色を考慮し、本計画に盛り込み、本区における男女共同参画社会の形成を促進するために実効性のある指針とする必要がある。

以上を踏まえ、民間事業者等が有する知識や技術、経験等多くの有益な提案を広く公募することとし、委託事業者を公募型プロポーザル方式によって選定する（このプロポーザルにより契約を保障するものではなく、委託先候補者として選定するものである）。

2 委託業務概要

(1) 件名

第9期大田区男女共同参画推進プラン策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

(4) 事業費限度額

8,470,000円（本体7,700,000円、消費税770,000円）

※本件は最低制限価格を設定しているため、見積書の作成に当たっては十分に留意すること。

3 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件すべてに該当する事業者を対象とする。

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条に規定する男女共同参画計画の策定実績があること。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格が大田区にあること。
- (3) 共同企業体を構成することは不可とし、単体企業で参加申込書を提出することが可能であること。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定により、大田区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (5) このプロポーザル方式実施の告示の日から、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等期間中でないこと。
- (6) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除期間中でないこと。
- (7) 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続開始がなされている者でないこと。
- (8) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納していないこと。

4 担当課

大田区 総務部 人権・男女平等推進課 人権・男女平等推進担当
 〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号（大田区役所 9 階）
 電話 03-5744-1610 FAX 03-5744-1556
 E-mail jindanjo@city.ota.tokyo.jp

5 事業候補者決定までのスケジュール（予定）

内容	期日
参加申込・企画提案書受付期間	令和 7 年 3 月 25 日から 令和 7 年 4 月 30 日午後 5 時まで
質問の受付	令和 7 年 3 月 25 日から 令和 7 年 4 月 7 日正午まで
質問に対する回答（ホームページ掲載）	令和 7 年 4 月 14 日
第一次審査	令和 7 年 5 月上旬
第一次審査結果通知発送	令和 7 年 5 月 12 日
第二次審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 5 月 19 日
第二次審査結果通知発送	令和 7 年 5 月 22 日

※スケジュールは予定のため、変更となる場合がある。

6 応募方法

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、来庁する日時を事前連絡のうえ、受付期間内にすべて紙文書により提出すること。

ア 参加申込書（様式 1） 1 部

イ 会社概要書（様式任意。ただし、会社名、所在地、設立日、資本金、従業員数は最低限明記すること。） 1 部

- ウ 業務実績（様式2） 8部
- エ 様式2に記載した成果品のうち5種類までの原物（企業名等が特定できないよう、社名・代表者名・企業ロゴ等を黒塗りすること。） 各1部
- オ 企画提案書（様式任意） 8部（正本1部、副本7部）
- カ 見積書 1部
- キ 東京都電子自治体競争入札参加資格審査受付票の写し 1部

(2) 提出期限

令和7年4月30日 午後5時まで

(3) 提出先

「4 担当課」宛

- (4) 参加受付申込書等受付後に、参加資格を満たさないことが判明した場合は、当該応募者に対して書面によりその旨通知する。

7 企画提案書の作成

(1) 業務の趣旨、内容

別紙仕様書（案）参照

(2) 企画提案書の作成要領

次の内容を次の順で記載すること。なお、番号1～番号5は、1冊にまとめて綴じ、インデックスを付して提出すること。

番号	項目	内容
1	本業務の受託に関する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の推進に関する課題認識 ・目的達成に向けた具体的な取組方針
2	業務遂行に係ること	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置計画及び区との連絡体制 ・業務責任者の実績、従事者の実績 ・作業項目、業務遂行の流れ、スケジュール ・各担当者の役割 ・セキュリティ対応
3	現状と課題の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・「大田区男女共同参画に関する意識調査」の結果を踏まえた本区の現状と課題分析 ・国、東京都、世界動向の分析
4	計画策定に向けた支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の内容に沿った業務内容
5	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の遂行にあたっての、独自の提案や工夫など

※企画提案書は、審査資料としてプレゼンテーションで使用するため、企業名等を特定できる表示はしないこと。

※企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。提出された書類は返却しない。

※提案を取り下げる場合は、取下願を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも取下願を提出する。提案を取り下げた場合でも、提出された書類は返却しない。

8 実施要領等に関する質問の受付及び回答

本業務の内容、企画提案書の作成等プロポーザルに関する質問は、以下のとおり提出すること。

想定

(1) 提出方法

質問書（様式3）を上記「4 担当課」宛に電子メールで提出すること。

件名に「第9期大田区男女共同参画推進プラン策定支援務委託 質問事項【事業者名】」と記載すること。

なお、メール送信後、着信の確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

令和7年3月25日から令和7年4月7日正午まで

(3) 質問への回答

質問書に対する回答は、一覧化し、以下のとおり閲覧に供する。

なお、個別対応不可とし、回答公表時、質問者名は非公開とする。

ア 公開場所

大田区ホームページ>生活情報>地域社会>男女共同参画社会を目指して

イ 公開日

令和7年4月14日（予定）

9 審査方法

(1) 候補者の選定は、「第9期大田区男女共同参画推進プラン策定支援業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

(2) 第一次審査（書類審査）

参加資格を有する事業者の提案書類を審査し、基準を満たした事業者（3社以内）を選定する。第一次審査結果は、参加資格を有する全事業者に対して書面及び電子メールで通知する。対象事業者が3社以下の場合は、全ての事業者を第二次審査の対象とする。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

第一次審査を通過した事業者について、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行う。

なお、当該審査に出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由で出席できない場合にはこの限りではない。

ア 当該審査は、令和7年5月19日に、大田区役所本庁舎内での開催を予定。詳細については、該当事業者に別途通知する。

イ 説明者は、当該業務の実務担当者が行うこととする。

ウ 説明時間は20分、質疑応答は10分程度とする。

エ 審査項目は次のとおりとする。

(ア) プレゼンテーション

(イ) 質疑応答

(ウ) 全体評価

10 選定結果の通知・公表

(1) 選定委員会において、第一次、第二次審査を経て企画内容を総合的に判断し、本業務に最も適した候補者を1社選定する。

(2) 選定結果は、参加事業者に対し書面にて通知する。また、最終選定結果は、大田区ホームページにて公表する。(令和7年5月22日発送予定)

なお、選定結果内容についての質問は一切受け付けない。

11 契約手続き

選定委員会が候補者として選定した事業者と業務詳細(仕様内容等)について協議を行い、業務の発注が整った段階で、契約手続きを開始する。

なお、契約予定事業者から何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点事業者を契約予定事業者とする。

12 その他

(1) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出した企画提案書を発注者の了承なく、公表、使用してはならない。

(3) 企画提案書等に記載した実施体制・担当者は、特別の理由があると大田区が認める場合を除き変更できない。

(4) 企画概要について必要に応じて公表することがある。

(5) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、すべて大田区に帰属する。

(6) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三

者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負う。